【対象者】

災害により被害を被った中小企業者

【金利】

株式会社日本政策金融公庫

中小企業事業→基準利率(平成22年10月21日現在、1.55%(貸付期間5年の場合))

国民生活事業→基準利率 (同 、2.05% (貸付期間5年の場合))

商工組合中央金庫→所定の利率(同 、相談の上決定)

【貸付限度額】

別枠で、

中小企業事業→1.5億円(代理貸付:7千5百万円) 国民生活事業→3千万円(代理貸付:1千5百万円)

商工組合中央金庫→1.5億円

【貸付期間】

中小企業事業→設備資金、運転資金とも10年以内 (据置2年以内)

国民生活事業→設備資金、運転資金とも10年以内 (据置2年以内)

商工組合中央金庫→設備資金、運転資金とも10年以内 (据置2年以内)

【担保特例】

日本政策金融公庫(中小企業事業・国民生活事業)

→ 直接貸付、代理貸付とも、弾力的に取り扱う。